

(証券コード 5237)
2021年6月8日

株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地

株式会社 **ノザワ**

代表取締役社長 野澤俊也

第161回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に変えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目15番3号

兵庫県農業共済会館 4階会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第161期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第161期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

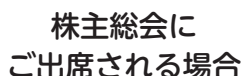
新型コロナウイルス感染予防の観点から、議決権行使書のご返送、またはインターネットによる事前の議決権行使をご選択いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nozawa-kobe.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。



後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

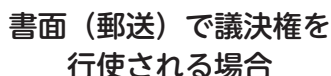
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

開催日時

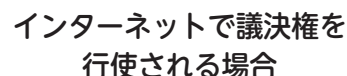
2021年6月29日(火曜日)
午前10時



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時00分到着分まで



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

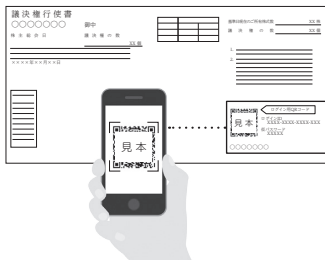
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況で推移しました。2020年5月の緊急事態宣言解除以降、徐々に持ち直しの動きが見られたものの、12月に入り再び感染が拡大し、企業の事業活動に大きな制約をもたらしております。建築材料業界におきましても、建設各社の業績は依然として厳しい状況にあり、当業界への波及が懸念されるなど、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、「やすらぎと安心の創造」のコーポレートメッセージのもと、環境負荷低減と施工現場省力化を実現し、社会に貢献する商品の拡充を目指してまいりました。

高い意匠性と豊富なラインアップでご好評を得ている「アスロックデザインパネル」に、新しいデザインの「ジェムロック」と「トールライン」を追加し、本年3月より発売いたしました。「ジェムロック」は、リブの高さと幅に変化を持たせ同じ配列を繰り返さず、一枚のパネルのなかで不規則なランダム感を表現することで、見る角度、時間帯により壁面の陰影が幻想的に変化し、建物を表情豊かに演出します。「トールライン」は、従来の製品よりもリブ形状を細く高くメリハリをつけることで、日射による陰影を強調し、遠目からも建物の存在感を印象的に表現します。

販売部門では、意匠性向上と工期短縮に寄与する「工場塗装品」と「アスロックタイルパネル」、超高層の厳しい環境条件をクリアし、メンテナンスフリーと工期短縮も実現するカーテンウォール「アルカス」の販売を伸ばしました。

生産部門では、生産工場の安定した操業のため、新型コロナウイルス感染症への各種予防対策を実施しました。また、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）による改善活動により、生産性と品質の向上及びコストダウン並びに資材の安定調達に取り組みました。

管理部門では、昨今の不透明な事業環境を踏まえ、2020年8月に40億円のコミットメントライン契約を追加で締結し経営安定化を図るとともに、システム構築・改善による業務効率化の強化、テレワーク導入等の新型コロナウイルス感染症対策に取り組みました。

マインケミカル事業では、上期においては新型コロナウイルス感染症による農産物需要減及び長雨等による農産物の作柄への影響から、農業資材節減の動きが見られました。これにより上期のミネラル肥料「マインマグ」の販売は低迷しましたが、下期は需要が回復し増販、通期では前年を上回り「マインマグ」販売は過去最高を更新しました。

海外事業では、中国国内の新型コロナウイルス感染症による経済活動停滞の影響等により、中国における「アスロック」販売は厳しい状況で推移しました。なお、中国で押出成形セメント製品の製造販売を行う連結子会社「野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司」は、主たる販売製品の「住宅用軽量外壁材」の供給先の閉鎖により、その供給が見込まれなくなったことから、2020年12月に同社の解散を決議しました。

これらの結果、品種別売上高については、主力の押出成形セメント板「アスロック」は131億18百万円（前期比3.7%増加）、住宅用高遮音床材は16億10百万円（前期比6.1%減少）、住宅用軽量外壁材は24億83百万円（前期比6.8%減少）となり、押出成形セメント製品合計では172億12百万円（前期比1.1%増加）、耐火被覆等は11億19百万円（前期比11.9%減少）、スレート関連は7億24百万円（前期比11.4%減少）、肥料（マインマグ）は3億63百万円（前期比7.1%増加）となったこと等から、当連結会計年度の売上高は223億94百万円（前期比0.4%減少）となりました。

利益面については、主力の押出成形セメント板「アスロック」の伸長に加え、コストダウンを推進しました結果、営業利益は18億46百万円（前期比53.7%増加）、経常利益は18億69百万円（前期比53.8%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益については12億62百万円（前期比47.7%増加）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

(1) 押出成形セメント製品部門（アスロック、住宅用高遮音床材、住宅用軽量外壁材）

アスロックは、「工場塗装品」「アスロックタイルパネル」や、高層建築向けの「アルカス」の販売を伸ばしたことにより売上高131億18百万円（前期比3.7%増加）となりました。

住宅用高遮音床材は売上高16億10百万円（前期比6.1%減少）に、住宅用軽量外壁材については売上高24億83百万円（前期比6.8%減少）となりました。その結果、当部門の売上高は172億12百万円（前期比1.1%増加）となりました。

(2) スレート部門

住宅設備市場での競争の激化、新型コロナウイルス感染症の影響等により当部門の売上高は7億24百万円（前期比11.4%減少）となりました。

(3) その他の部門

耐火被覆等工事が減少したこと等から、当部門の売上高は44億6百万円（前期比4.1%減少）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、埼玉工場、播州工場の「アスロック」の製造設備の更新等を実施し、総額9億3百万円となりました。

3. 資金調達の状況

機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引金融機関と総額60億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結いたしております。

なお、当連結会計年度末の金融機関よりの借入金はありません。

4. 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、世界各国で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まっているものの、社会活動全般への影響は長期に及ぶことが見込まれ、景気回復には時間を要すると予測されます。建築材料業界におきましても、景気後退の影響により建設計画の延期・中止などの民間建設投資の停滞が強く懸念されることから、先行きは厳しい状況が続くと見込まれます。

このような状況のなか、当社は質・量ともに製品の安定供給を最重要課題として取り組み、「やすらぎと安心の創造」を提供する企業を目指してまいります。

販売部門では、新型コロナウイルス感染症の影響により市場環境と顧客ニーズが大きく変化するなか、顧客ニーズ・建築用途に即した提案を戦略的に推進し、この変化に左右されず受注率の向上・高付加価値商品の受注増につなげ、「アスロック」の需要拡大を図ってまいります。また本年4月、顧客ニーズに合致した商品を上市することを目的として、建設商品部内にマーケティング室を新設しました。顧客ニーズの収集の強化により商品アイデアの創出を促進し、アイデアをもとに生み出された商品コンセプトを検証、顧客満足を追求してまいります。ボードにつきましては、生産部門・研究開発部門と連携して、内装・土木をはじめとした各市場において顧客ごとにカスタマイズした商品を提案し、販路開拓に努めます。

生産部門では、新型コロナウイルス感染症予防の徹底、資材の安定調達による操業継続を前提として、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）による改善活動を推し進め、生産工場のあるべき姿である「あらゆるムダを排除し、生産効率を上げ、高品質の製品を常時出荷できる工場」を目指し、お客様の信頼に応えてまいります。

品質保証部門では、商品の製造履歴や品質記録の一元管理を実施し、お客様からの信頼向上と維持に努めます。

研究開発部門では、社会全体の変化を変革の契機ととらえ、マーケティング室と連携し、先行き不透明な状況にあっても販売の新たな武器となる商品開発を通じて、社会に貢献する新商品の定期的な市場投入に取り組んでまいります。

管理部門では、財務基盤の安定化により不確実性が増す経営環境に対応するとともに、システム化による業務効率向上及びコスト削減の推進、問題発見解決型の人財育成を実行し、経営基盤の維持強化を図ってまいります。

マイケミカル事業では、更なる販売拡大を目指し、農家様のニーズに合わせた新商品の開発に取り組むとともに、新規開拓を推進します。

海外事業につきましては、今後の市場の変化をとらえた対応を検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売上高	千円 22,213,232	千円 24,372,854	千円 22,486,954	千円 22,394,324
経常利益	千円 2,716,630	千円 2,313,459	千円 1,215,871	千円 1,869,601
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は当期純損失 (△)	千円 1,881,022	千円 △892,086	千円 854,777	千円 1,262,294
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	164円95銭	△78円23銭	74円96銭	110円70銭
総資産	千円 26,373,651	千円 27,495,829	千円 25,628,250	千円 27,264,586
純資産	千円 16,943,334	千円 15,423,862	千円 15,921,263	千円 17,114,520

- (注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ノ ザ ワ 商 事	神戸市中央区	百万円 50	% 100	建設資材販売及び一般建設業
株式会社ノザワトレーディング	神戸市中央区	10	100	損害保険代理業及び生命保険募集業
野澤貿易(上海)有限公司	中国上海市	28	100	建築資材の販売と輸出入
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	中国遼寧省瀋陽市	1,000	51	建築材料の生産と販売

- (注) 1. 出資比率は、間接保有割合を含んでおります。
2. 野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司は、2020年12月に解散を決議しました。

7. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、押出成形セメント製品（アスロック・住宅用高遮音床材・住宅用軽量外壁材）、スレート、不燃混和材、耐火被覆材（コーベックス）等の製造・販売・施工及び石綿除去工事並びに建設資材販売、肥料の製造・販売、一般建設業、損害保険代理業、生命保険募集業を行っております。

8. 主要な事業所（2021年3月31日現在）

- (1) 当 社
株式会社ノザワ
- | | | |
|-------|-----|--|
| 本 社 | 支 店 | 神戸市中央区浪花町15番地
札幌（札幌市） 仙台（仙台市）
東京（東京都中央区）
名古屋（名古屋市） 関西（神戸市）
広島（広島市） 九州（福岡市） |
| 工 場 | | 埼玉（埼玉県古見町）
播州（兵庫県播磨町）
高砂（兵庫県高砂市）
フラノ（北海道富良野市） |
| 技術研究所 | | 埼玉県深谷市 |
- (2) 子 会 社
株式会社ノザワ商事
- | | | |
|--------------------|-----|---|
| 本 社 | 支 店 | 神戸市中央区浪花町15番地
仙台（仙台市）
東京（東京都中央区）
関西（神戸市） |
| 株式会社ノザワトレーディング | 本 社 | 神戸市中央区浪花町15番地 |
| 野澤貿易(上海)有限公司 | 本 社 | 中国上海市 |
| 野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司 | 本 社 | 中国遼寧省瀋陽市 |

9. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）
370名	（7名減）

（注） なお、従業員の中には臨時従業員136名（前期147名）は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
336名	（0名）	43.3歳	20.5年

（注） 年齢、勤続年数とも、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
なお、従業員の中には臨時従業員130名（前期141名）は含んでおりません。

10. 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,075,000株 (自己株式672,353株を含む)
3. 株主数 3,410名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	567千株	4.97%
神 栄 株 式 会 社	486	4.26
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	436	3.82
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	398	3.49
ノ ザ ワ 取 引 先 持 株 会	332	2.91
C B C 株 式 会 社	301	2.64
日 工 株 式 会 社	284	2.49
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	262	2.30
株 式 会 社 ト ク ヤ マ	262	2.30
ノ ザ ワ 従 業 員 持 株 会	260	2.28

- (注) 1. 持株数は千株未満の端数を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式(672,353株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 澤 俊 也	
常 務 取 締 役	坂 本 茂 紀	品質保証本部長 兼製品保証部長 兼マインケミカル事業部管掌 兼(株)ノザワ商事取締役
常 務 取 締 役	三 浦 竜 一	技術本部長
取 締 役	佐々木 三七司	生産担当
取 締 役	肥 後 竜 也	海外事業部担当 兼安全衛生部長 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長
取 締 役	松 村 正 昭	技術本部副本部長 兼生産技術担当 兼埼玉工場長 兼NNPS推進室長
取 締 役	西 岡 誠 司	管理本部担当 兼(株)ノザワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事
取 締 役	濱 本 康 二	技術本部副本部長 兼研究開発担当 兼技術研究所長 兼製品保証部性能確認室長
取 締 役	米 田 剛	販売本部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事
取 締 役	邑 橋 将 男 ※	品質保証本部副本部長 兼リスク対策部長 兼海外事業部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事長
取 締 役	羽 尾 良 三	弁護士 垂水ゴルフ(株)監査役 (株)新井組社外監査役
取 締 役	小 鹿 彦 太	
常 勤 監 査 役	松 永 豊	(株)ノザワ商事監査役
監 査 役	吉 田 眞 明	税理士
監 査 役	檀 上 秀 逸	公認会計士 川上塗料(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役羽尾良三氏、小鹿彦太氏は、社外取締役であります。
取締役羽尾良三氏は、2020年8月31日付で明貨トラック㈱監査役を退任いたしました。
2. 監査役吉田眞明氏、檀上秀逸氏は、社外監査役であります。
監査役檀上秀逸氏は、2021年2月19日付で川上塗料㈱社外監査役を退任、同日付で川上塗料㈱社外取締役に就任いたしました。
3. 常勤監査役松永豊氏は、多年にわたり当社の管理本部担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役吉田眞明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役檀上秀逸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、羽尾良三氏、小鹿彦太氏及び吉田眞明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. ※の邑橋将男氏は、2020年6月26日開催の第160回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2020年11月1日付

氏 名	変更前	変更後
肥 後 竜 也	取締役 海外事業部担当 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長	取締役 海外事業部担当 兼安全衛生部長 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長

2021年1月18日付

氏 名	変更前	変更後
西 岡 誠 司	取締役 管理本部長 兼総務部長 兼㈱ノザワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事	取締役 管理本部長 兼㈱ノザワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事

2021年3月1日付

氏 名	変更前	変更後
松 村 正 昭	取締役 兼埼玉工場長 兼NNPS推進室長	取締役 技術本部副本部長 兼生産技術担当 兼埼玉工場長 兼NNPS推進室長
濱 本 康 二	取締役 技術本部副本部長 兼研究開発統括 兼技術研究所長 兼製品保証部性能確認室長	取締役 技術本部副本部長 兼研究開発担当 兼技術研究所長 兼製品保証部性能確認室長
西 岡 誠 司	取締役 管理本部長 兼㈱ノザワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事	取締役 管理本部担当 兼㈱ノザワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役羽尾良三氏、同小鹿彦太氏、及び、監査役松永豊氏、同吉田眞明氏、同檀上秀逸氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料については、株主代表訴訟担保特約部分は被保険者が負担をしております。

(1) 保険契約の被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、監査役。

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものです。

(3) 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は、填補されないなど一定の免責事由があります。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役・監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社は、社会の発展に貢献する企業を目指すという企業理念のもと、取締役は、当社グループの持続的な成長に貢献する使命を担っており、果すべき役割と経営目標の達成度合いに応じた報酬制度を基本方針として定めました。

取締役の報酬は、基本報酬のみとなっております。その算定方法は、各取締役の役位・職責等に基づく基礎報酬に加え、1株当たりの期末配当額、前期の経常利益額並びに当該取締役が担当する部門の業績への貢献度に従って、個別配分による業績連動報酬を設定、基本報酬として算定し、月例の報酬としております。

業績連動報酬については、1株当たりの期末配当額、前期の経常利益額並びに当該取締役が担当する部門の業績への貢献度を指標としているのは、業務執行の成果を測る上で、当該指標が適切であると判断し、選定しております。

社外取締役及び監査役は、公正かつ適性な経営を担う役割及び独立性の観点から基礎報酬のみとなっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の数
		基本報酬		
		基礎報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	167,842 (8,000)	95,764 (8,000)	72,078 (－)	12名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	18,200 (7,400)	18,200 (7,400)	－	3名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第155回定時株主総会において、年額5億円以内(うち、社外取締役年額3,000万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち、社外取締役2名)です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第155回定時株主総会において、年額7,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役2名)です。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役羽尾良三氏の兼職先である垂水ゴルフ(株)、(株)新井組、明貨トラック(株)とは特別な関係はありません。

社外監査役檀上秀逸氏の兼職先である川上塗料(株)とは特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動の状況

・社外取締役

氏 名	取締役会出席状況	活 動 状 況 と 役 割
羽 尾 良 三	16回中15回	主に弁護士として企業法務に精通しており、法律、コンプライアンスに関する幅広い知識と見識を有し、当社取締役会において有用な助言、提言を行うなど、当社の社外取締役として独立した立場から当社経営の重要事実の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行しております。
小 鹿 彦 太	16回中16回	主に金融業務及び金融機関の執行役員等を経験しており、財務、会計、会社経営等に関する幅広い知識と見識を有し、当社取締役会において有用な助言、提言を行うなど、当社の社外取締役として独立した立場から当社経営の重要事実の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行しております。

・社外監査役

氏 名	主 な 活 動 状 況
吉 田 眞 明	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席、また監査役会には18回中18回出席し、議案審議等について、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
檀 上 秀 逸	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席、また監査役会には18回中18回出席し、議案審議等について、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 名称 E Y新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬額

26,000千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の

26,000千円

利益の合計額

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動規範とする。
- ② コンプライアンス推進委員会を所管するコンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とする社内倫理委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会へ報告し是正を図る。
- ③ 取締役及び監査役が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社内倫理委員会事務局に報告するものとする。使用人がコンプライアンス上問題ある行為等について発見した場合には、コンプライアンス・ホットラインを通じて直接情報提供を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する文書管理規程を定める。
- ② 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、担当取締役は社長に報告し対策本部を設け迅速に対応する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び本部長を委嘱された取締役及び理事で構成する本部長会を経て、取締役会で審議・承認を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務運営規則に、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する部署を設け、当社及び当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社取締役及び当社グループの社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ③ 監査室は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社取締役及び監査役、当社グループの社長に報告する。監査室は必要に応じて、内部統制の改善策を指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 当社は、子会社の管理責任を明確にするため、子会社毎に担当役員を定める。子会社の役員は、定期的に当社の担当役員へ、業績・その他重要な情報を報告する。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社及び当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告する。監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ② 当社は、上記の報告及び上記 1. (1)③の情報提供を行った役員・使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、顧問弁護士及び監査契約を締結した監査法人の公認会計士より、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ② 監査役は、社長・取締役と定期的に意見交換を行う。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役の職務の執行については、取締役会を年16回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

コンプライアンス体制については、コンプライアンス体制に係る規程の運用を図るとともに、コンプライアンス意識の向上を目的として社内研修を実施しました。

リスク管理体制については、リスク管理規程の運用を図り、情報セキュリティポリシーの改定等、必要に応じて対応を実施しました。

内部監査については、当社及びグループ会社を対象に業務の遂行状況、内部統制システムの運用状況や会計に関する監査を実施し、必要に応じて改善策を講じました。

監査役の監査体制については、監査役会を年18回開催し、監査方針・監査計画の決定、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの運用状況を確認しました。

監査役は監査室(監査役の職務を補助すべき使用人1名)と監査計画策定、内部監査での問題点に関する意見交換を随時行い、主な事業所などについては実地監査を行いました。また、社外取締役及び会計監査人とは定期的に情報共有を行いました。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

1. 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
2. 技術力を背景とした差別化（品質・納期・コストの絶対的優位性）を推進するオンリーワン企業
3. 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、経営基本方針「全員の創意で常に新しい商品を世に問い、居住空間の想像を通して21世紀を勝ち抜く企業集団を創ろう」のもと、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNP S（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋げられるものと考えております。

(3) **基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み**

当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について株主の皆様のご承認をいただき、また2020年6月26日開催の定時株主総会において本プランの継続についてご承認をいただき、現在に至っております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(12,580,380)	流 動 負 債	(5,534,966)
現 金 及 び 預 金	5,934,676	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,376,574
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,958,882	リ ー ス 債 務	21,163
商 品 及 び 製 品	597,938	未 払 法 人 税 等	281,139
仕 掛 品	17,379	賞 与 引 当 金	279,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	248,638	製 品 補 償 引 当 金	26,000
未 成 工 事 支 出 金	71,885	火 災 関 連 損 失 引 当 金	54,560
そ の 他	753,893	関 係 会 社 清 算 損 失 引 当 金	35,000
貸 倒 引 当 金	△2,913	そ の 他	1,461,529
固 定 資 産	(14,684,206)	固 定 負 債	(4,615,099)
(有 形 固 定 資 産)	(10,633,862)	長 期 借 入 金	245,000
建 物 及 び 構 築 物	2,136,787	リ ー ス 債 務	59,862
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,650,781	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,466,739
土 地	6,473,480	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,054,519
リ ー ス 資 産	32,755	訴 訟 損 失 引 当 金	336,000
建 設 仮 勘 定	57,418	資 産 除 去 債 務	67,473
そ の 他	282,638	繰 延 税 金 負 債	3,954
(無 形 固 定 資 産)	(65,839)	そ の 他	381,550
電 話 加 入 権	8,359	負 債 合 計	10,150,066
ソ フ ト ウ ェ ア	17,155	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	40,192	株 主 資 本	(13,114,126)
そ の 他	131	資 本 本 金	2,449,000
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(3,984,505)	資 本 剰 余 金	1,470,572
投 資 有 価 証 券	2,746,645	利 益 剰 余 金	9,455,058
繰 延 税 金 資 産	470,610	自 己 株 式	△260,503
そ の 他	851,627	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	(4,148,995)
貸 倒 引 当 金	△84,378	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	930,112
資 産 合 計	27,264,586	土 地 再 評 価 差 額 金	3,142,030
		為 替 換 算 調 整 勘 定	188,637
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△111,784
		非 支 配 株 主 持 分	△148,601
		純 資 産 合 計	17,114,520
		負 債 純 資 産 合 計	27,264,586

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,394,324
売上原価		15,480,547
売上総利益		6,913,776
販売費及び一般管理費		5,067,016
営業利益		1,846,760
営業外収益		
受取利息	4,260	
受取配当金	67,942	
その他の	47,297	119,499
営業外費用		
支払利息	9,833	
その他の	86,825	96,658
経常利益		1,869,601
特別利益		
受取保険金	46,345	
製品補償引当金戻入益	19,858	
火災関連損失引当金戻入益	83,225	149,429
特別損失		
固定資産除却損	52,602	
投資有価証券評価損	2,605	
訴訟損	326,000	
関係会社清算損失	59,338	440,545
税金等調整前当期純利益		1,578,485
法人税、住民税及び事業税	284,125	
法人税等調整額	183,075	467,200
当期純利益		1,111,284
非支配株主に帰属する当期純損失		151,010
親会社株主に帰属する当期純利益		1,262,294

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	2,449,000	1,470,572	8,477,837	△260,303	12,137,105
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△285,073		△285,073
親会社株主に帰属する当期純利益			1,262,294		1,262,294
自 己 株 式 の 取 得				△200	△200
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	977,221	△200	977,021
2021年3月31日残高	2,449,000	1,470,572	9,455,058	△260,503	13,114,126

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	地 価 調 整 金	為 替 換 算 勘 定 金	退 職 給 付 係 数 累 計 額	そ の 他 利 益 累 計 額 合 計		
2020年4月1日残高	490,085	3,142,030		278,395	△126,353	3,784,157	－	15,921,263
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△285,073
親会社株主に帰属する当期純利益								1,262,294
自 己 株 式 の 取 得								△200
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	440,026		－	△89,757	14,569	364,838	△148,601	216,236
連結会計年度中の変動額合計	440,026		－	△89,757	14,569	364,838	△148,601	1,193,257
2021年3月31日残高	930,112	3,142,030		188,637	△111,784	4,148,995	△148,601	17,114,520

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び名称 4 社 (株)ノザワ商事、(株)ノザワトレーディング、
野澤貿易(上海)有限公司、
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司)

なお、当社は2020年12月7日開催の取締役会において、野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司を解散することを決議しております。

該当事項はありません。

② 非連結子会社

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社2社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該事業年度に係る財務諸表を基礎として連結計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券……時価のあるもの

連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金……個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

……………建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

……………定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- 長期前払費用……………均等償却を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 訴訟損失引当金……………訴訟に対する損失に備えるため、係争中の案件に対し、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- 製品補償引当金……………当社製品に関する改修費用等の対応費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- 火災関連損失引当金……………火災に起因する将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- 関係会社清算損失引当金……………連結子会社の清算に伴い発生すると見込まれる損失金額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準
- 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法……………退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ……………数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準……………外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

(7) 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の計上は、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングによって見積っております。当該見積りは不確実性を有しており、新型コロナウイルス感染症の影響等経済条件の変動等によって課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。なお、当連結会計年度末の残高は以下のとおりです。

繰延税金資産 470,610千円

2. 訴訟損失引当金の計上

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び当社を含む複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判について、期末日において損失の発生可能性を勘案し、最善の見積りに基づいて計上しております。損失の発生可能性に関する見積りの基礎となる主要な仮定及び金額の算出は地方裁判所の判決によっておりますが、今後の各裁判所の判決の内容により追加で費用が発生し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える影響があります。なお、当連結会計年度の残高は以下のとおりです。

訴訟損失引当金 336,000千円

(8) 会計上の見積りの変更

(訴訟損失引当金)

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判については、これまで高等裁判所の判決時より訴訟損失引当金の見積りを行っていましたが、京都第1陣訴訟において2021年1月28日に最高裁判所への上告が棄却されたこと等を勘案し、当連結会計年度より、地方裁判所の判決時より見積る方法に変更しております。

これにより、当連結会計年度の訴訟損失引当金繰入額が213,000千円増加し、税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

(9) 追加情報

(連結子会社の解散決議)

当社は2020年12月7日開催の取締役会において、連結子会社である野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司を解散することを決議いたしました。なお、期末日現在で同社は清算手続き中であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,800,002千円

(2) 担保に供している資産及び対応する債務

① 担保に供している資産

(i)工場財団

建 物 及 び 構 築 物 1,115,783千円

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 1,599,233千円

土 地 5,507,920千円

小 計 8,222,936千円

(ii)そ の 他

投 資 有 価 証 券 169,017千円

小 計 169,017千円

② 担保に係る債務

(i)工場財団の資産は、銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

(ii)支払手形及び買掛金 123,027千円

(3) 偶発債務

① 2007年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社グループの事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

② 石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判が、各地の地方裁判所及び高等裁判所並びに最高裁判所において係属中であり、また、一部の案件で上告が棄却され、高裁判決が確定したこと等から、現在、当社グループは損失の発生可能性が高いと認められる案件について訴訟損失引当金を336,000千円を計上しておりますが、今後の判決の内容により追加で費用が発生し、連結業績に影響を与える可能性があります。

(4) 訴訟損失引当金

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判において、各裁判所が国及び当社を含む建材メーカーに賠償金の支払を命じた判決を受け、賠償金相当を訴訟損失引当金として計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 12,075,000株
 (2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 672,353株
 (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	285,073千円	25円	2020年 3月31日	2020年 6月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 2021年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

付 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	342,079千円	30円	2021年 3月31日	2021年 6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等からの借入により資金調達を行う方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
① 現金及び預金	5,934,676	5,934,676	－
② 受取手形及び売掛金	4,958,882	4,958,882	－
③ 投資有価証券			
その他有価証券	2,710,419	2,710,419	－
④ 支払手形及び買掛金	(3,376,574)	(3,376,574)	－
⑤ 長期借入金	(245,000)	(245,000)	－

（※） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額36,226千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,513円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 110円70銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記事項に関する注記

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,235,455千円

2,347,621千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高

(3) 関係会社清算損失

連結子会社である野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司の清算に伴う損失であります。なお、このなかには、関係会社清算損失引当金繰入額35,000千円を含んでおります。

(4) 訴訟損失

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判に伴う損失であります。なお、このなかには、訴訟損失引当金繰入額311,000千円を含んでおります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(11,614,930)	流動負債	(6,146,062)
現金及び預金	5,652,436	支払手形	1,530,650
受取掛手形	1,592,713	買掛金	1,790,786
商品及び製品	2,837,520	関係会社短期借入	1,168,892
仕掛及び製材	563,042	リース負債	21,163
原材料及び貯蔵品	17,379	未払金	410,159
未成工事支費	214,654	未払費用	331,732
前払収入	10,602	未払法人税等	241,351
未収の引当金	169,240	賞与引当金	263,000
倒引当金	536,509	設備関係支払手形	165,217
	21,830	製品補償引当金	26,000
	△1,000	火災関連損失引当金	54,560
固定資産	(14,814,029)	固定負債	(4,245,410)
(有形固定資産)	(10,633,620)	リース負債	59,862
建物	2,012,835	再評価に係る繰延税金負債	1,466,739
構築物	123,727	退職給付引当金	1,893,493
機械及び装置	1,626,598	受入保証金	372,871
車両運搬具	24,182	訴訟損失引当金	336,000
工具、器具及び備品	282,620	資産除去負債	67,473
土地	6,473,480	その他の	48,970
建物	32,755		
(無形固定資産)	(65,357)	負債合計	10,391,472
電話加入権	7,990		
ソフトウェア	17,042	(純資産の部)	
リース資産	40,192	株主資本	(11,991,430)
その他の資産	131	資本	2,449,000
(投資その他の資産)	(4,115,051)	資本剰余金	1,190,882
投資有価証券	2,666,179	資本準備金	612,250
関係会社株	40,000	その他の資本剰余金	578,632
従業員に対する長期貸付金	20	利益剰余金	8,706,875
関係会社貸付金	1,877	その他の利益剰余金	8,706,875
破産更生債権	255,000	固定資産圧縮積立金	301,007
長期前払費用	28,550	繰越利益剰余金	8,405,867
差入保険証立金	62,822	自己株	△355,327
繰延税金引当金	431,390	評価・換算差額等	(4,046,056)
	262,779	その他有価証券評価差額金	904,026
	554,649	土地再評価差額金	3,142,030
	△188,217		
資産合計	26,428,959	純資産合計	16,037,487
		負債純資産合計	26,428,959

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,639,412
売上原価		12,282,226
売上総利益		6,357,185
販売費及び一般管理費		4,712,228
営業利益		1,644,956
営業外収益		
受取利息	6,610	
受取配当金	65,700	
その他の	42,037	114,348
営業外費用		
支払利息	18,366	
その他の	109,864	128,231
経常利益		1,631,073
特別利益		
受取保険金	46,345	
製品補償引当金戻入益	19,858	
火災関連損失引当金戻入益	83,225	149,429
特別損失		
固定資産除却損	52,602	
投資有価証券評価損	2,605	
訴訟損	326,000	381,207
税引前当期純利益		1,399,295
法人税、住民税及び事業税	199,929	
法人税等調整額	128,050	327,979
当期純利益		1,071,315

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本						株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金		
2020年4月1日残高	2,449,000	612,250	578,632	340,012	7,580,620	△355,127	11,205,388
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△285,073		△285,073
固定資産圧縮積立金の積立				60,864	△60,864		－
固定資産圧縮積立金の取崩				△99,869	99,869		－
当 期 純 利 益					1,071,315		1,071,315
自 己 株 式 の 取 得						△200	△200
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△39,005	825,247	△200	786,042
2021年3月31日残高	2,449,000	612,250	578,632	301,007	8,405,867	△355,327	11,991,430

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	473,780	3,142,030	3,615,811	14,821,199
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△285,073
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
当期純利益				1,071,315
自己株式の取得				△200
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	430,245	－	430,245	430,245
事業年度中の変動額合計	430,245	－	430,245	1,216,287
2021年3月31日残高	904,026	3,142,030	4,046,056	16,037,487

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

当事業年度末日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用……………均等償却を採用しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
- 訴訟損失引当金……………訴訟に対する損失に備えるため、係争中の案件に対し、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- 製品補償引当金……………当社製品に関する改修費用等の対応費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- 火災関連損失引当金……………火災に起因する将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(5) 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の計上は、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングによって見積っております。当該見積りは不確実性を有しており、新型コロナウイルス感染症の影響等経済条件の変動等によって課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与え、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。なお、当事業年度末の残高は以下のとおりです。

繰延税金資産 554,649千円

2. 訴訟損失引当金の計上

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び当社を含む複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判について、期末日において損失の発生可能性を勘案し、最善の見積りに基づいて計上しております。損失の発生可能性に関する見積りの基礎となる主要な仮定及び金額の算出は地方裁判所の判決によっておりますが、今後の各裁判所の判決の内容により追加で費用が発生し、翌事業年度の計算書類に影響を与える影響があります。なお、当事業年度の残高は以下のとおりです。

訴訟損失引当金 336,000千円

(7) 会計上の見積りの変更

(訴訟損失引当金)

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判については、これまで高等裁判所の判決時より訴訟損失引当金の見積りを行っていましたが、京都第1陣訴訟において2021年1月28日に最高裁判所への上告が棄却されたこと等を勘案し、当事業年度より、地方裁判所の判決時より見積る方法に変更しております。

これにより、当事業年度の訴訟損失引当金繰入額が213,000千円増加し、税引前当期純利益が同額減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,343,746千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権

受取手形 124,686千円

売掛金 46,327千円

② 短期金銭債務

支払手形 166,274千円

買掛金 1,320千円

(3) 担保に供している資産及び対応する債務

① 担保に供している資産

(i) 工場財団

建物 997,730千円

構築物 118,053千円

機械及び装置 1,599,233千円

土地 5,507,920千円

小計 8,222,936千円

(ii) その他

投資有価証券 169,017千円

小計 169,017千円

② 担保に係る債務

(i) 工場財団の資産は、銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当事業年度末現在対応する債務はありません。

(ii) 支払手形 82,649千円

買掛金 40,377千円

(4) 保証債務

関係会社の仕入債務に対する債務保証

(株)ノザワ商事 86,388千円

(5) 圧縮記帳

固定資産圧縮積立金は、法人税法に基づいて計上したものであります。

(6) 偶発債務

① 2007年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

② 石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判が、各地の地方裁判所及び高等裁判所並びに最高裁判所において係属中であり、また、一部の案件で上告が棄却され、高裁判決が確定したこと等から、現在、当社は損失の発生可能性が高いと認められる案件について訴訟損失引当金を336,000千円を計上しておりますが、今後の判決の内容により追加で費用が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 訴訟損失引当金

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判において、各裁判所が国及び当社を含む建材メーカーに賠償金の支払を命じた判決を受け、賠償金相当を訴訟損失引当金として計上しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高 625,533千円

仕入高 19,418千円

② 営業取引以外の取引高 33,043千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 672,353株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産・繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	80,425千円
投資有価証券評価損否認	2,179千円
退職給付引当金	579,030千円
貸倒引当金繰入限度超過額	57,862千円
製品補償引当金	7,950千円
火災関連損失引当金	16,684千円
ゴルフ会員権評価損否認	2,163千円
未払費用等否認	74,451千円
減損損失	24,322千円
役員退職慰労金	14,975千円
未払事業税	20,830千円
関係会社出資金評価損	164,520千円
税務上の繰越欠損金	119,108千円
その他	130,926千円
繰延税金資産小計	1,295,431千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△202,539千円
繰延税金資産合計	1,092,891千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	398,230千円
資産除去債務	7,415千円
固定資産圧縮積立金	132,595千円
繰延税金負債合計	538,241千円
繰延税金資産純額	554,649千円

(2) 再評価に係る繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)

土地の再評価に係る繰延税金資産	57,377千円
評価性引当額	△57,377千円
土地の再評価に係る繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

土地の再評価に係る繰延税金負債	1,466,739千円
土地の再評価に係る繰延税金負債純額	1,466,739千円

7. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

名 称	議決権等 の所有 割合(%)	議決権等 の被所有 割合(%)	取引の 内 容	取引金額 (千円)	取引条件及び 取引条件の 決定方針	科 目	期末残高 (千円)
株式会社ノザワ商事	100	—	商 品 及 び 製 品 の 売 販	619,825	注1・2・3	受取手形 売 掛 金	124,686 46,327
			工 事 の 発 注 及 び 原 材 料 の 入 仕	1,680	注1・2・3	支払手形 買 掛 金	166,274 1,320
			保 証 債 務	86,388	注4	—	—
			事 務 所 の 賃 貸	4,140	注1・2	—	—
野澤積水好施新型建 材（瀋陽）有限公司	51	—	受 取 利 息	6,489	注1	関係会社 長期貸付金	255,000

注1. 一般的な取引条件を勘案して合理的に決定しております。
注2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
注3. 期末残高には消費税等が含まれております。
注4. 当社は、子会社の仕入債務に対して、債務保証を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,406円47銭
(2) 1株当たり当期純利益 93円95銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記に関する事項

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,235,455千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高

2,347,621千円

(3) 訴訟損失

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判に伴う損失であります。なお、このなかには、訴訟損失引当金繰入額311,000千円を含んでおります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株 式 会 社 ノ ザ ワ
取 締 役 会 御 中

E Y新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆^④

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 入 山 友 作^④

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノザワの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株 式 会 社 ノ ザ ワ
取 締 役 会 御 中

E Y新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員	公認会計士 梅 原 隆 [㊞]
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 入 山 友 作 [㊞]
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノザワの2020年4月1日から2021年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月15日

株式会社 ノ ザ ワ 監査役会

常勤監査役 松 永 豊 ㊟

社外監査役 吉 田 眞 明 ㊟

社外監査役 檀 上 秀 逸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定的な配当の維持等を勘案し行うこととしております。

当期末配当につきましては、1株につき30円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金30円 総額 342,079,410円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、新任1名を含む取締役11名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	のざわとしや 野澤俊也 (1962年8月2日生) 再任	1988年 9 月 当社入社 1998年 3 月 当社経理部長 1998年 6 月 当社取締役経理部長 2000年 6 月 当社専務取締役技術本部担当 2001年 4 月 当社代表取締役社長（現任）	80,696 株
	(取締役候補者とした理由) 野澤俊也氏は、長年にわたる当社グループでの経営者としての豊富な経験を有しており、重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	さかもとしげのり 坂本茂紀 (1958年2月11日生) 再任	1980年 4 月 当社入社 2001年 4 月 当社東京支店長 2007年 6 月 当社取締役東京支店長 2008年 9 月 当社取締役関西支店長 2014年 3 月 当社取締役販売本部副本部長 当社建設商品部長 2014年 6 月 当社常務取締役販売本部副本部長 当社建設技術部長 2015年 6 月 ㈱ノザワ商事取締役（現任） 2017年 3 月 当社常務取締役販売本部長 2020年 3 月 当社常務取締役品質保証本部長（現任） 当社製品保証部長（現任） 当社マインケミカル事業部管掌（現任）	9,300 株
	(取締役候補者とした理由) 坂本茂紀氏は、長年にわたる当社グループでの経営及び販売部門全体での豊富な経験を有しており、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	みうらりゅういち 三浦竜一 (1964年9月6日生) 再任	1987年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社開発部長 2012年 6 月 当社取締役開発部長 2016年 3 月 当社取締役技術本部長 当社生産技術部長 当社エンジニアリング部長 2017年 6 月 当社常務取締役技術本部長（現任） 2017年 9 月 当社生産技術部長 当社品質保証室長 当社NNP S 推進室長 当社環境推進室長 当社ISO推進室長 2018年 5 月 当社埼玉工場長	4,300 株
		(取締役候補者とした理由) 三浦竜一氏は、生産開発部門全体での経営における豊富な経験を有しており、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	
4	ささきみなし 佐々木三七司 (1948年1月1日生) 再任	1971年 4 月 当社入社 1998年10月 当社埼玉工場長 2000年 3 月 当社生産部長 2000年 6 月 当社技術本部長 2001年 6 月 当社取締役技術本部長 2002年 6 月 当社常務取締役技術本部長 2005年 6 月 当社専務取締役技術本部長 2009年 4 月 当社専務取締役技術・NNP S 担当 2013年 3 月 当社専務取締役技術本部長 2014年 9 月 当社生産技術部長 2014年11月 当社エンジニアリング部長 2016年 3 月 当社専務取締役技術管掌 2017年 6 月 当社取締役生産担当（現任）	27,700 株
		(取締役候補者とした理由) 佐々木三七司氏は、長年にわたる当社グループでの経営及び技術部門全体での豊富な経験を有しており、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	まつむらまさあき (1964年9月16日生) 再任	1988年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社播州工場長 2009年 9 月 当社埼玉工場長 2013年 6 月 当社取締役埼玉工場長 2017年 9 月 当社取締役設備担当 2018年 5 月 当社NNP S 推進室長（現任） 2019年 1 月 当社取締役埼玉工場長（現任） 2021年 3 月 当社取締役技術本部副本部長（現任） 当社生産技術担当（現任）	4,200 株
		(取締役候補者とした理由) 松村正昭氏は、長年にわたり主力生産工場を指揮し生産部門全体の豊富な経験を有しており、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	
6	はまもとこうじ (1964年12月28日生) 再任	1988年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社技術研究所長（現任） 2018年 3 月 当社研究開発統括 2018年 5 月 当社技術本部副本部長 当社生産技術部長 当社環境推進室長 当社ISO推進室長 2018年 6 月 当社取締役技術本部副本部長（現任） 2019年 4 月 当社品質保証部性能確認室長 2020年 3 月 当社製品保証部性能確認室長（現任） 2021年 3 月 当社研究開発担当（現任）	3,500 株
		(取締役候補者とした理由) 濱本康二氏は、長年にわたり技術研究所を指揮し研究開発部門での豊富な経験を有しており、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	よねだつよし 米田剛 (1966年2月9日生) 再任	1988年4月 当社入社 2011年10月 野澤貿易（上海）有限公司董事（現任） 野澤貿易（上海）有限公司総経理 2014年3月 当社関西支店長 2018年6月 当社取締役関西支店長 2019年2月 当社取締役販売本部副本部長 2019年4月 当社建設商品部長 2020年3月 当社取締役販売本部長（現任）	2,800 株
	(取締役候補者とした理由) 米田剛氏は、海外赴任経験によりグローバルな視点をもち長年にわたる販売部門での豊富な経験を有しており、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
8	むらばしまさお 邑橋将男 (1957年11月4日生) 再任	1983年4月 当社入社 2004年4月 当社開発部長 2009年4月 当社技術本部副本部長 2011年3月 当社海外事業部長（現任） 2012年4月 野澤貿易(上海)有限公司董事長（現任） 2019年4月 当社理事特別リスク対策部長 2020年3月 当社理事品質保証本部副本部長 当社リスク対策部長（現任） 2020年6月 当社取締役品質保証本部副本部長（現任）	5,000 株
	(取締役候補者とした理由) 邑橋将男氏は、長年にわたり研究開発部門及び海外部門を指揮し当社グループにおける豊富な経験を有しており、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	ふじ い くに ひこ 藤 井 邦 彦 (1968年9月30日生) 新任	1992年 4 月 当社入社 2011年 3 月 当社九州支店長 2014年 3 月 当社名古屋支店長 2016年 9 月 当社東京支店長 2020年 3 月 当社建設商品部長 2020年11月 当社リスク対策部法務室長（現任） 2021年 1 月 当社管理本部副本部長 当社総務部長（現任） 2021年 3 月 当社理事管理本部長（現任）	2,900 株
（取締役候補者とした理由） 藤井邦彦氏は、長年にわたり主力営業拠点ならびに販売部門全体を指揮し、リスク対策部法務室長を担当するなど豊富な経験を有しており、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	は お りょう ぞう 羽 尾 良 三 (1947年6月23日生) 再任 社外 独立	1974年4月 弁護士登録（山田作之助法律事務所所属） 1988年度 神戸弁護士会（現 兵庫県弁護士会）副会長 1993年6月 垂水ゴルフ㈱ 監査役（現任） 1996年3月 ㈱新井組 社外監査役（現任） 1996年4月 江戸町法律事務所 所長（現職） 2002年8月 明貨トラック㈱ 監査役 2004年4月 甲南大学法科大学院教授（労働法） 2008年6月 当社独立委員会委員（現任） 2011年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任）	1,000 株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割） 羽尾良三氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、法律・コンプライアンスに関する幅広い知識と見識を有し、有用な助言、提言を行っていただいております。引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、独立した立場から当社経営の重要事実の決定及び業務遂行の監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。			
11	こ しか ひこ た 小 鹿 彦 太 (1955年2月8日生) 再任 社外 独立	1978年4月 ㈱太陽神戸銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行 2008年4月 ㈱三井住友銀行 執行役員 神戸法人営業本部長 2010年5月 銀泉㈱ 専務執行役員 2015年6月 同社 代表取締役兼専務執行役員 2016年4月 神戸土地建物㈱ 顧問 2017年6月 同社 代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2019年6月 当社独立委員会委員（現任）	1,000 株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割） 小鹿彦太氏は、金融業務及び金融機関の執行役員等の経験をしており、財務、会計、会社経営等に関する幅広い知識と見識を有し、有用な助言、提言を行っていただいております。引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、独立した立場から当社経営の重要事実の決定及び業務遂行の監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 羽尾良三氏、小鹿彦太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 羽尾良三氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、同氏は、2011年6月より2015年6月まで、当社の社外監査役として在任しておりました。
4. 小鹿彦太氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社と羽尾良三氏、小鹿彦太氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。本総会において、両氏が、再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案通り承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。また、当該保険契約は、2021年7月に更新をする予定であります。
7. 当社は、羽尾良三氏、小鹿彦太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以 上

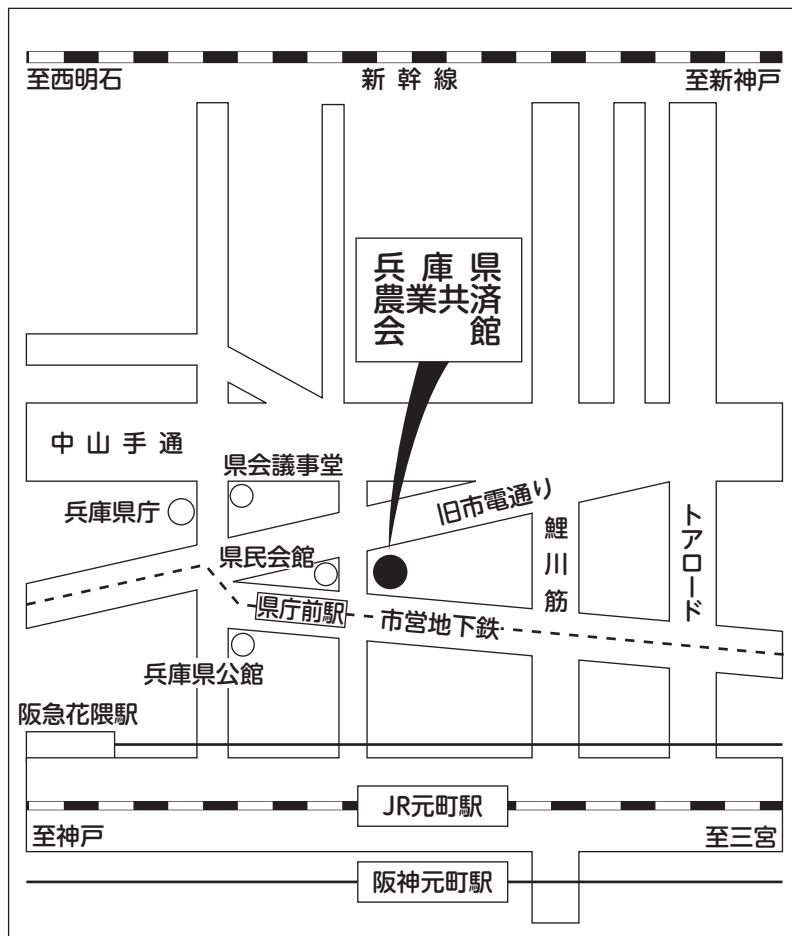
株主総会会場ご案内図

会 場

神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
電話 (078) 332 - 7165

交 通

市営地下鉄県庁前駅東出口②すぐ
JR・阪神元町駅東口より山側徒歩6分



- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じますのでご協力の程よろしくお願い申し上げます。
- ・体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できず、ご着席いただけない場合がございます。
- ・開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nozawa-kobe.co.jp>) でお知らせしますので、必ずご確認くださいませようしくお願い申し上げます。